

うなぎ稚魚漁業にかかる制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、岐阜県漁業調整規則（令和２年岐阜県規則第１１０号）第４条第１項に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、岐阜県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１ 許可又は起業の認可をすべき者の数及びその他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき者の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき者の資格
火光利用のすくい網漁業（うなぎ稚魚漁業）	１	（船舶の使用は認めない）		大垣市今福町難波野堰堤から下流、今尾橋の右岸上流端の上流３００メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流３００メートルの点を結ぶ線までの揖斐川 高田橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの牧田川	２０２６年２月１日から４月３０日まで	漁業協同組合

	1	0. 6 t 以下	1 0 0 kw 以下	今尾橋の右岸上流端の上流 3 0 0 メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流 3 0 0 メートルの点を結ぶ線より下流の岐阜県域の揖斐川 ハリヨ橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの津屋川	2 0 2 6 年 2 月 1 日 から 4 月 3 0 日まで	漁業協同組合
	2	0. 6 t 以下	1 0 0 kw 以下	大藪大橋の下流端から下流の岐阜県域の長良川 東海大橋の上流端から下流の岐阜県域の木曽川	2 0 2 6 年 2 月 1 日 から 4 月 3 0 日まで	漁業協同組合
	1	0. 6 t 以下	1 0 0 kw 以下	馬飼頭首工えん堤下流端の下流 2 0 0 m から東海大橋上流端までの木曽川	2 0 2 6 年 2 月 1 日 から 4 月 3 0 日まで	漁業協同組合
そで網漁業（うなぎ稚魚漁業）	1	(船舶の使用は認めない)		大垣市今福町難波野堰堤から下流、今尾橋の右岸上流端の上流 3 0 0 メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流 3 0 0 メートルの点を結ぶ線までの揖斐川 高田橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの牧田川	2 0 2 6 年 2 月 1 日 から 4 月 3 0 日まで	漁業協同組合
	1	0. 6 t 以下	1 0 0 kw 以下	今尾橋の右岸上流端の上流 3 0 0 メートルの点と今尾橋の左岸上流端の上流 3 0 0 メートルの点を結ぶ線より下流の岐阜県域の揖斐川	2 0 2 6 年 2 月 1 日 から 4 月 3 0 日まで	漁業協同組合

				ハリヨ橋の下流端から下流、揖斐川との合流点までの津屋川		
	2	0.6t以下	100kw以下	大藪大橋の下流端から下流の岐阜県域の長良川 東海大橋の上流端から下流の岐阜県域の木曽川	2026年2月1日から4月30日まで	漁業協同組合
	1	0.6t以下	100kw以下	馬飼頭首工えん堤下流端の下流200mから東海大橋上流端までの木曽川	2026年2月1日から4月30日まで	漁業協同組合

2 規則第13条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件

公益上必要な場合に、知事が採捕の停止を指示したときには、当該指示に従わなければならない。

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

2025年10月1日から同10月31日まで

4 許可の有効期間

2025年12月1日から2026年11月30日まで